

議案第 1 2 号

印西市立子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

印西市立子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

印西市立子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

印西市立子ども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 4 3 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センター」
を「第 4 3 条に規定する児童発達支援センター」に改め、同項第 2 号中「第 6
条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、同項第 3 号中「第 6
条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。